

第 1 章

野洲市都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨と見直しの目的

■都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を示すものです。

■これまでの計画の策定経緯と見直しの目的

本市においても、右図のように旧町のまちづくりを受け継いだ新市としての都市計画マスタープランを2007年に策定しました。その後、上位計画である大津湖南都市計画区域マスタープランや第1次野洲市総合計画が改訂されたことに伴い、社会情勢の変化や事業の進捗等も踏まえながら、2013年に改訂を行いました。

今回は、前回の都市計画マスタープランが目標年次を迎えるにあたり、人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応するとともに、この間に新たに策定された「野洲市立地適正化計画」等との整合性を図りながら計画の見直しを行います。

■目標年次と計画対象区域

改訂から概ね10年後の2030年を目標年次とします。目指すべき方向性（都市の将来像など）については、20～30年後の長期を見据えて設定します。計画期間内であっても、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを図ります。

対象区域は都市計画区域（琵琶湖を除いた本市内全域）とします。

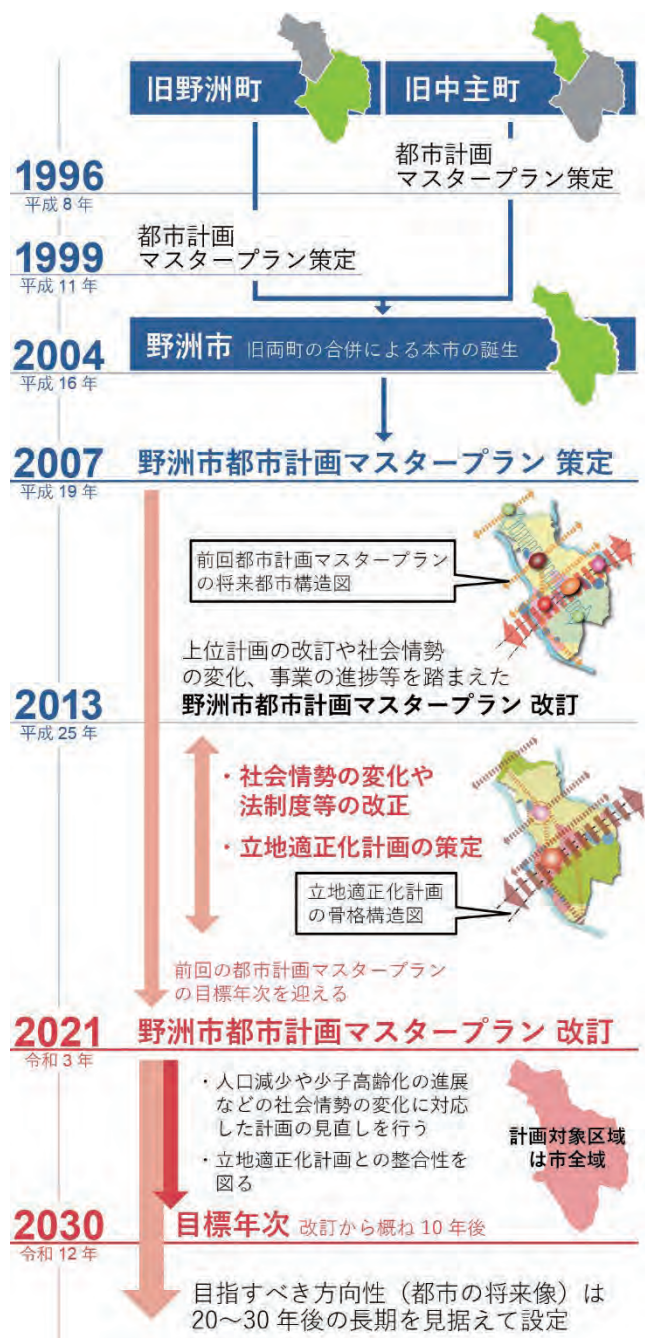


図 本市における都市計画マスタープランの策定経緯

2. 計画の役割と位置づけ

■ 計画の役割

本計画は、以下の4つの役割を担います。

1 将来都市像の明示	野洲市全体及び目標の生活圏を基本とした地域別の将来像等を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。
2 市が定める都市計画の方針	将来像を実現する手法の一つとして、野洲市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。
3 都市計画の総合性・一体性の確保	個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。
4 市民の理解と具体的な都市計画の合意形成の円滑化	市民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体的な都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

なお、本計画は、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、それ自体は私権である土地所有権への制約を課さない性質のものであります。このため、厳密かつ即地的な計画内容を示すものではありません。

■ 計画の位置づけ

各計画との関係は以下のとおりであり、個別の都市計画は、本計画に即して進められます。

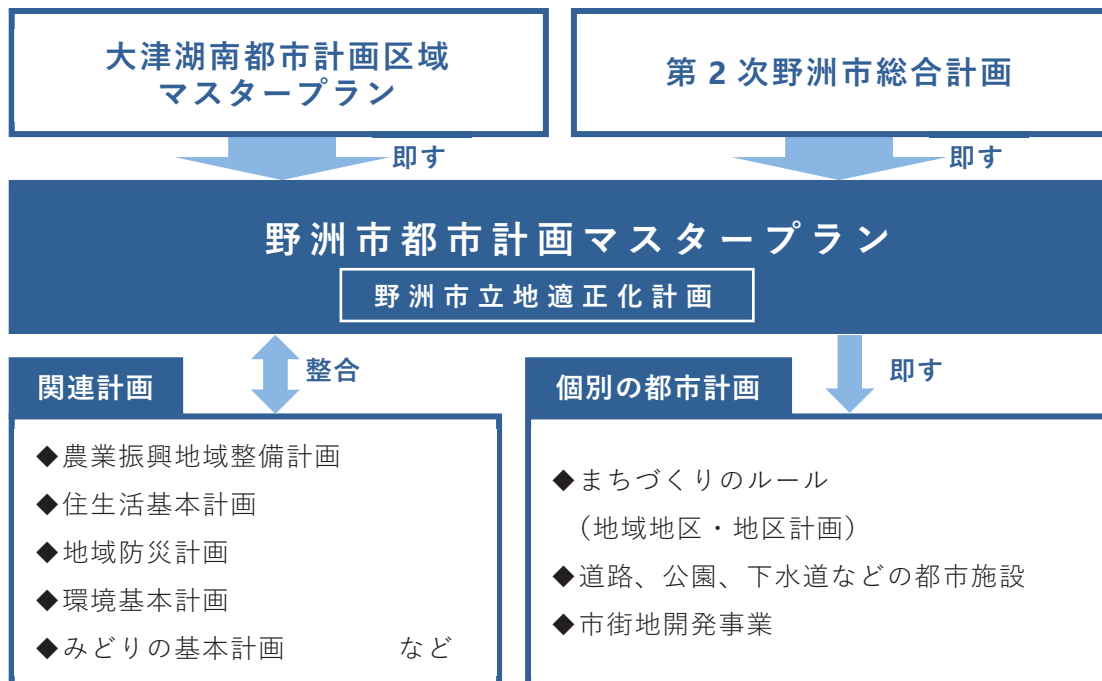


図 野洲市都市計画マスタープランの位置づけ

第1章 野洲市都市計画マスタープランについて

3. 都市計画マスタープランの構成

本計画は、以下の5つの章で構成します。

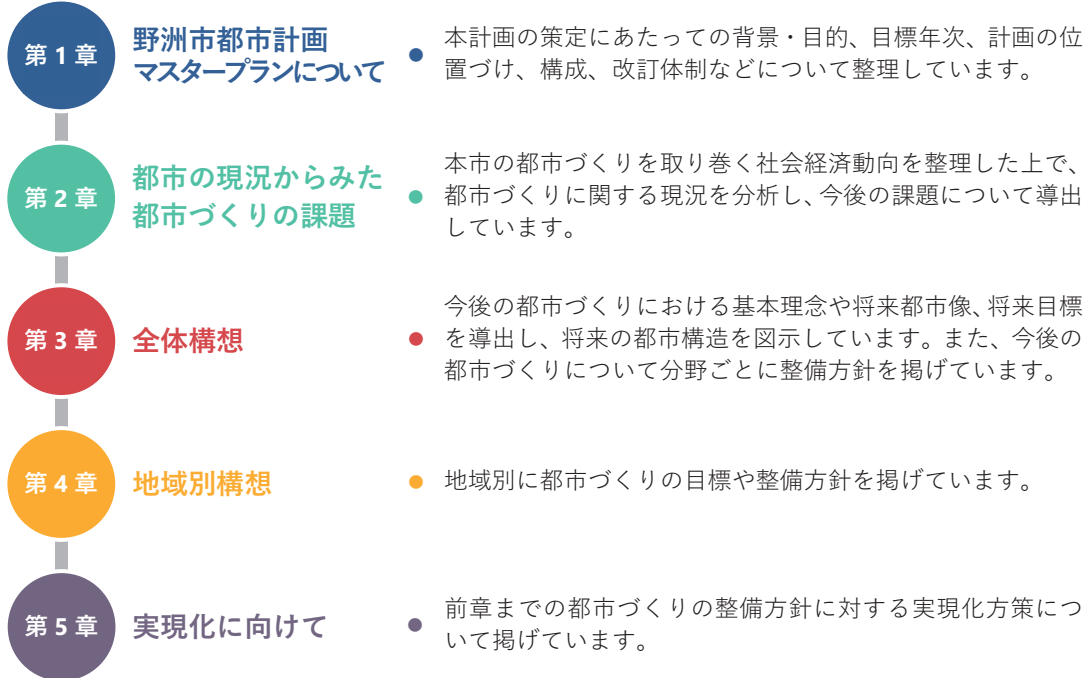


図 野洲市都市計画マスタープランの構成

4. 都市計画マスタープランの改訂体制

本計画は、以下の体制により改訂を行います。

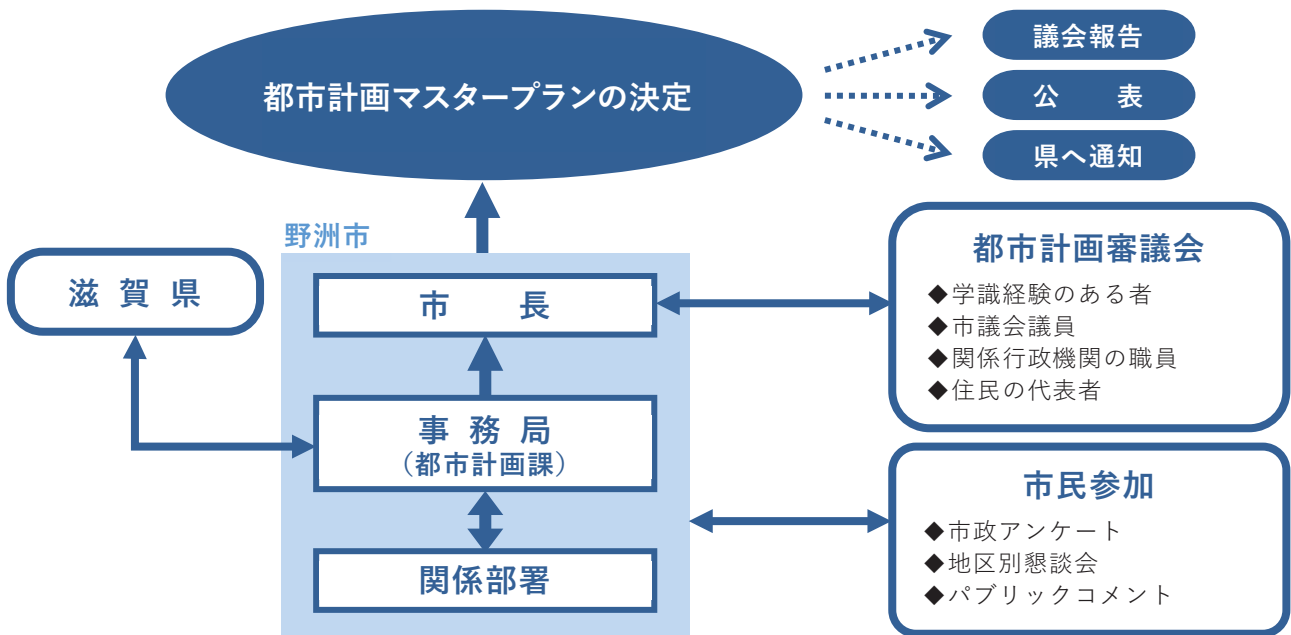


図 野洲市都市計画マスタープランの改訂体制